

専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）

平成11年10月25日 文生第278号
各都道府県知事、各都道府県教育委員会、
専修学校を置く国立大学長あて
文部事務次官通知

このたび、別添1のとおり、「専修学校設置基準の一部を改正する省令（平成11年文部省令第47号）」が平成11年10月25日に公布され、同日から施行されました。また、この省令に関連し、別添2及び別添3のとおり平成11年文部省告示第184号及び同第185号が平成11年10月25日に告示され、同日から適用されました。

今回の改正の趣旨は、多様な学習ニーズに対応し、個々の専修学校がその特色を生かして教育内容の一層の充実を図れるよう、専修学校間及び専修学校以外の教育施設等における学修の履修認定を拡大すること、多様なメディアを高度に利用した授業を授業方法と位置付けることなど、制度の弾力化を図るものであります。

この省令等の概要及び留意点等は、下記のとおりですので、十分御留意の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

記

第1 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の一部改正

1 他の専修学校等における授業科目の履修等について

(1) 従来、専修学校の生徒の学外の学修として、高等課程においては、他の専修学校の高等課程における履修について、専門課程においては、他の専修学校の専門課程における履修及び大学・短期大学等における学修について、選択科目に限り、それぞれ当該課程における授業科目の履修とみなすことができるとされていたが、今回の改正により、選択科目に係る制限を廃止するとともに、履修認定の対象となる学外の学修を拡大し、以下の学修を対象に加えることとしたこと。（改正後の第9条及び第10条関係）

なお、文部大臣が定める学修については、平成11年文部省告示第184号をもって新たに定められたこと。これに伴い、平成6年文部省告示第83号は廃止することとしたこと。（別添2）

① 専修学校の高等課程

- i 他の専修学校の専門課程における授業科目の履修（改正後の第9条第1項関係）
- ii 高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修（改正後の第10条第1項関係）
- iii 大学、短期大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修（告示第1項第1号）

- iv 大学の公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修（告示第1項第2号）
- v 社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定により文部大臣の認定を受けた通信教育における学修（告示第1項第3号）
- vi 技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）により文部大臣が認定した技能審査の合格に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの（告示第1項第4号）
- vii viに掲げるもののほか、一定の要件を備えた知識及び技能に関する審査で、当該審査の合格に係る学修が、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの（告示第1項第5号）
- viii 継続的に行われている活動（当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。）のうち、ボランティア活動や就業体験等で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの（告示第1項第6号）
- ix 専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っているとして認めた外国の教育施設における学修（改正後の第10条第5項関係）

② 専修学校の専門課程

- i 上記①iii～viiiまでに掲げる学修
- ii 専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っているとして認めた外国の教育施設における学修（改正後の第10条第5項関係）

(2) 高等課程又は専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、他の専修学校における授業科目の履修及び専修学校以外の教育施設等における学修と合わせて各課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲内に拡大したこと。（改正後の第9条並びに第10条第2項、第4項及び第5項関係）

2 入学前の授業科目の履修等について

(1) 専修学校教育の一層の充実を図るため、専修学校の高等課程又は専門課程において、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該課程に入学する前に行った授業科目の履修等で次に掲げるものを当該専修学校における授業科目の履修とみなすことができることとしたこと。（改正後の第11条関係）

- ① 高等課程においては、生徒が当該課程に入学する前に行った専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（科目等履修生としての授業科目の履修を含む。）並びに1（1）①に規定する学修（改正後の第11条第1項関係）
- ② 専門課程においては、生徒が当該課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修及び大学・短期大学等における学修（科目等履修生としての授業科目の履修を含む。）並びに1（1）②に規定する学修（改正後の第11条第3項関係）

(2) 上記（1）により高等課程又は専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、1（2）によるものと合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲内としたこと。ただし、転学等の場合については、

この制限は適用されないものであること。（改正後の第11条第2項及び第4項関係）

3 「遠隔授業」の専修学校設置基準上の位置付け

(1) 通信情報技術の進展に伴い、専修学校においては、文部大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（以下「遠隔授業」という。）こととしたこと。（改正後の第12条関係）

(2) なお、文部大臣が定める(1)の授業の方法としては、平成11年文部省告示第185号をもって定められたこと。（別添3）

「授業を行う教室等」には、研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合も遠隔授業に含まれること。また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業も遠隔授業に含まれること。

(3) 遠隔授業による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲内としたこと。（改正後の第12条第2項関係）

第2 留意事項

1 学外における授業科目の履修等について

(1) 他の専修学校等の授業科目の履修等及び入学前の授業科目の履修等の実施に当たっては、学則等学内諸規程において規定することが必要であること。

(2) 今回の改正は、履修とみなすことができる範囲を拡大したものであり、各学年の課程の修了又は卒業を認める際には、従前のおり、生徒の平素の成績を評価して行うものであること。また、評価の方法については、学外の履修等は生徒が主体的に行うものであることを十分考慮し、工夫することが望ましいこと。

2 遠隔授業について

遠隔授業を実施するに当たっては、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

(別添1)

○文部省令第十四号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の六及び第八十八条の規定に基づき、専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十月二十五日

文部大臣 中曾根 弘文

専修学校設置基準の一部を改正する省令

専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「教科」を「教科等」に、「第十三条」を「第十六条」に、「(第十四条―第十七条)」を「(第十七条―第二十条)」に、「(第十八条―第二十四条)」を「(第二十一条―第二十七条)」に改める。

「第三章 教科」を「第三章 教科等」に改める。

第二十四条を第二十七条とし、第十条から第二十三条までを三条ずつ繰り下げ、第九条の見出し中「専修学校等」を「専修学校」に改め、同条第一項中「他の専修学校の高等課程」の下に「又は専門課程」を加え、「四分の一」を「二分の一」に改め、同条第二項中「又は大学若しくは短期大学における学修その他文部大臣が別に定める学修」を削り、「四分の一」を「二分の一」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っているとして認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行った専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修(第十四条の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行った前条第一項及び第五項の規定により行った履修した授業時数以外のものについては、第九条第一項並びに前条第一項及び必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第一項並びに前条第一項及び必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修(第十四条の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第二項並びに前条第三項及び

第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

(授業の方法)

第十二条 専修学校は、文部大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち二分の一を超えないものとする。

別表第一中「別表第一 専修学校の教員数(第十四条関係)」を「別表第一 専修学校の教員数(第十七条関係)」に改める。

別表第二中「別表第二 専修学校の校舎面積(第二十一条関係)」を「別表第二 専修学校の校舎面積(第二十四条関係)」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(別添2)

○文部省告示第百八十四号

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（以下「省令」という。）第十条第一項及び第三項の規定により、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を次のように定める。

なお、改正前の省令第九条第二項の規定により、別に定めることとされた学修を定める件（平成六年文部省告示第八十三号）は廃止する。

平成十一年十月二十五日

文部大臣 中曽根 弘文

1 省令第十条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。

一 大学、短期大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修

二 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定による文部大臣の認定を受けた通信教育における学修

四 技能審査の認定に関する規則（昭和四十二年文部省告示第三百三十七号）による文部大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認められたもの

五 前号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査で、当該審査の合格に係る学修が、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認められたもの

イ 審査を行うものが国又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人その他の団体であること。

ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校の目的に照らし適切なものであること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。

ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

六 継続的に行われる活動（当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。）のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認められたもの

イ ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

ロ スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの

2 省令第十条第三項の別に定める学修は、1に掲げるもののほか、次に掲げる学修とする。

一 高等専門学校の課程における学修で、専修学校において、専門課程における教育に相当する水準を有すると認められたもの

二 大学の専攻科における学修

三 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修

(別添3)

○文部省告示第百八十五号

専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第十二条の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について次のように定める。

平成十一年十月二十五日

文部大臣 中曾根 弘文

次に掲げる要件を満たすもので、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

- 一 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので同時かつ双方向に行われるもの
- 二 授業を行う教室等以外の教室又はこれらに準ずる場所(専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場や住居に近い場所を含む。)において、履修させるもの

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条)</p> <p>第二章 組織編制(第二条―第七条)</p> <p>第三章 教科等(第八条―第十六条)</p> <p>第四章 教員(第十七条―第二十条)</p> <p>第五章 施設及び設備等(第二十一条―第二十七条)</p> <p>附則</p> <p>第一条―第七条 (略)</p> <p>第三章 教科等</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第九条 専修学校における授業科目の履修等</p> <p>認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(専修学校以外の教育施設等における学修)</p> <p>第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。</p> <p>3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認め</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条)</p> <p>第二章 組織編制(第二条―第七条)</p> <p>第三章 教科(第八条―第十三条)</p> <p>第四章 教員(第十四条―第十七条)</p> <p>第五章 施設及び設備等(第十八条―第二十四条)</p> <p>附則</p> <p>第一条―第七条 (略)</p> <p>第三章 教科</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第九条 専修学校等における授業科目の履修等</p> <p>認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の四分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修又は大学若しくは短期大学における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の四分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>3 前二項の規定により、専修学校において、履修とみなすことができる授業科目は、当該専修学校の選択科目に限るものとする。</p>

るときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行った専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修(第十四条の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行った前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修(第十四条の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第二項並びに前条第三項及び第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

(授業の方法)

第十二条 専修学校は、文部大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち二分の一を超えないものとする。

第十三条 第二十七条 (略)

別表第一 専修学校の教員数 (第十七条関係)

(別表略)

別表第二 専修学校の校舎面積 (第二十四条関係)

(別表略)

第十条 第二十四条 (略)

別表第一 専修学校の教員数 (第十四条関係)

(別表略)

別表第二 専修学校の校舎面積 (第二十一条関係)

(別表略)